

伊予市の農業の振興に関する計画（27 号計画）の定期的な検証について

1 農業の振興に関する計画とは

- ・農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」）の施行規則第4条の5第1項27号に基づく計画（以下「27号計画」）で、市の農業振興策として農業振興地域整備計画を補完する計画です。
- ・農振法では、農用地指定（青地）された農用地を除外する場合の要件の一つとして、「土地改良事業等完了後8年を経過しているものである。」ことを規定しており、基本的に除外は認められていません。
- ・ただし、例外的に8年未経過であっても、公共性の高い事業については、一部除外が可能となります。27号計画は市の農業振興策として定めた計画で、公共性の高い事業として認められており、「農業の振興を図るために必要なもの」として当該計画に定められる施設に限って、除外が可能となります。

2 定期的な検証について

- ・27号計画に定められる施設は、地域の特性に応じた総合的な農業の振興に必要なものであるかについて、定期的な検証をすることとされており、客観性を確保するために、伊予市農業委員会、伊予市農業再生協議会の意見を聴き、検証の結果を市ホームページで公表いたします。

【検証の対象となる施設一覧】

No.	施設の種類の	施設の位置	地目	面積	転用時期	定期的な検証方法	農業委員会意見	再生協議会意見	達成状況
1	農家住宅	宮 下	田	286 m ²	R2.3	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
2	農家住宅	米 湊	畑	335 m ²	R2.2	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
3	農家住宅の一体利用地としての進入路	森	田	156 m ²	R1.6	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
4	農家住宅	上三谷	田	484 m ²	R2.4	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
5	分家住宅	稲 荷	田	291 m ²	R3.3	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
6	農家住宅	宮 下	畑	282 m ²	R4.3	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
7	分家住宅	上 野	田	336 m ²	R3.12	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
8	農家住宅敷地拡張	稲 荷	畑	180 m ²	R3.8	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適

No.	施設の種類	施設の位置	地目	面積	転用時期	定期的な検証方法	農業委員会意見	再生協議会意見	達成状況
9	分家住宅	宮 下	田	258 m ²	R5.3	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
10	分家住宅	宮 下	田	372 m ²	R6.3	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
11	農家住宅	下三谷	田	330 m ²	R4.6	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
12	農家住宅の一体利用地としての進入路	稲 荷	田	131 m ²	R5.12	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適
13	分家住宅	宮 下	田	255 m ²	R5.9	施設設置者が耕作補助する、農業振興地域内の農地の保全状況を検証	問題なし	問題なし	適